

議案第21号

芽室町立農村地域保育所条例中一部改正の件

芽室町立農村地域保育所条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

平成29年6月1日提出

芽室町長 宮 西 義 憲

芽室町立農村地域保育所条例の一部を改正する条例

芽室町立農村地域保育所条例（平成28年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1の備考第3項中「次に掲げる世帯（以下この表において「ひとり親世帯等」という。）」の次に「又は第2子以降」を加え、同表の備考第4項中「2分の1の額」を「第2階層の額」とし、同表の備考第5項の次に次の1項を加える。

6 世帯の所得割の額が169,000円未満である場合には、3歳に達した日の属する年度の末日までの第2子以降の利用者負担額を無料とする。

別表第2の備考第5項中「次に掲げる世帯（以下この表において「ひとり親世帯等」という。）」の次に「又は第2子以降」を加え、同表の備考第6項中「2分の1の額」を「第2階層の額」とし、同表の備考第8項の次に次の1項を加える。

9 別表第2の2の表において、世帯の所得割の額が169,000円未満である場合には、第2子以降の利用者負担額を無料とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

説 明

国が進める「平成29年度における幼児教育の段階的無償化に向けた取組」や、北海道の「多子世帯の保育料軽減策」の実施に伴い、農村地域保育所を利用する児童の保護者が負担する利用者負担額（保育料）の軽減を図るため、本条例の一部を改正するものです。

芽室町立農村地域保育所条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>別表第1（第6条関係） 利用者負担額表</p> <p>—略—</p> <p>備考</p> <p>1と2 —略—</p> <p>3 世帯の階層が、第2階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯（以下この表において「ひとり親世帯等」という。）又は<u>第2子以降</u>である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の利用者負担額を無料とする。</p> <p>(1)と(2) —略—</p> <p>4 ひとり親世帯等のうち世帯の所得割の額が77,100円以下である場合には、この表における利用者負担額の金額は、第1子を<u>第2階層の額</u>とし、第2子以降は無料とする。</p> <p>5 —略—</p> <p>6 世帯の所得割の額が169,000円未満である場合には、<u>3歳に達した日の属する年度の末日までの第2子以降の利用者負担額を無</u></p>	<p>別表第1（第6条関係） 利用者負担額表</p> <p>—略—</p> <p>備考</p> <p>1と2 —略—</p> <p>3 世帯の階層が、第2階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯（以下この表において「ひとり親世帯等」という。）である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の利用者負担額を無料とする。</p> <p>(1)と(2) —略—</p> <p>4 ひとり親世帯等のうち世帯の所得割の額が77,100円以下である場合には、この表における利用者負担額の金額は、第1子を<u>2分の1の額</u>とし、第2子以降は無料とする。</p> <p>5 —略—</p>

改正案	現 行
<p><u>料とする。</u></p> <p>別表第2（第6条関係）</p> <p>1 利用者負担額（3歳以上児）</p> <p>—略—</p> <p>2 利用者負担額（3歳未満児）</p> <p>—略—</p> <p>備考</p> <p>1～4 —略—</p> <p>5 世帯の階層が、第2階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯（以下この表において「ひとり親世帯等」という。）<u>又は第2子以降</u>である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の利用者負担額を無料とする。</p> <p>6 ひとり親世帯等のうち世帯の所得割の額が77,100円以下である場合には、この表における利用者負担額の金額は、第1子を<u>第2階層の額</u>とし、第2子以降は無料とする。</p> <p>7と8 —略—</p> <p>9 別表第2の2の表において、世帯の所得割の額が169,000円未</p>	<p>別表第2（第6条関係）</p> <p>1 利用者負担額（3歳以上児）</p> <p>—略—</p> <p>2 利用者負担額（3歳未満児）</p> <p>—略—</p> <p>備考</p> <p>1～4 —略—</p> <p>5 世帯の階層が、第2階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯（以下この表において「ひとり親世帯等」という。）である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の利用者負担額を無料とする。</p> <p>6 ひとり親世帯等のうち世帯の所得割の額が77,100円以下である場合には、この表における利用者負担額の金額は、第1子を<u>2分の1の額</u>とし、第2子以降は無料とする。</p> <p>7と8 —略—</p>

改正案	現 行
<p><u>満である場合には、第2子以降の利用者負担額を無料とする。</u></p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。</u></p>	

第 2 階層の利用者負担額軽減

市町村民税非課税世帯が属する第 2 階層の利用者負担額を、現行の第 2 子半額、第 3 子以降無料から、第 2 子以降はすべて無料とします。

(例) 上美生保育所以外の場合

階層	区分		月額 (円)	
			現行	改正後
第 1	生活保護等支援給付受給世帯		0	0
第 2	市町村民税非課税世帯	第 1 子	2,700	2,700
		第 2 子	1,350	0
		第 3 子以降	0	0
第 3 ~ 12			改正による変更なし	

ひとり親世帯等の利用者負担額軽減

市町村民税の所得割額が 77,100 円以下（年収約 360 万円未満相当）のひとり親世帯等について、平成 28 年 4 月 1 日から適用した現行の負担軽減措置を更に拡充し、第 1 子の利用者負担額を第 2 階層の額まで減額し、第 2 子以降は引き続き無料とします。

(例) ひとり親世帯等の利用者負担額

上美生保育所以外の場合

階層	区分		月額（円）		
			基準額	現行 （平成 28 年 4 月分から）	改正後 （平成 29 年 4 月分から）
第 1	生活保護等支援給付受給世帯		0	0	0
第 2	市町村民税非課税 世帯	第 1 子	2,700	0	0
		第 2 子	1,350	0	0
		第 3 子以降	0	0	0
第 3	市町村民税均等割 額のみの世帯	第 1 子	8,660	4,330	2,700
		第 2 子	4,330	0	0
		第 3 子以降	0	0	0
第 4	市町村民税所得割 額が 48,600 円未 満の世帯	第 1 子	10,510	5,250	2,700
		第 2 子	5,250	0	0
		第 3 子以降	0	0	0
第 5	市町村民税所得割 額が 48,600 円以 上 69,000 円未 満の世帯	第 1 子	16,200	8,100	2,700
		第 2 子	8,100	0	0
		第 3 子以降	0	0	0
第 6	市町村民税所得割 額が 69,000 円以 上 77,100 円以下 の世帯	第 1 子	18,220	9,110	2,700
		第 2 子	9,110	0	0
		第 3 子以降	0	0	0
	市町村民税所得割 額が 77,101 円以 上 84,000 円未 満の世帯（変更なし）	第 1 子	18,220	18,220	18,220
		第 2 子	9,110	9,110	9,110
		第 3 子以降		0	0
第 7～12		改正による変更なし			

多子世帯（年収約 640 万円未満相当）の利用者負担額軽減

利用者負担額（保育料）負担の大きい 3 歳未満児を対象に、市町村民税の所得割額が 169,000 円未満（年収約 640 万円未満相当）の多子世帯について新たに負担軽減措置を設け、現行の第 2 子半額、第 3 子以降無料から、第 2 子以降の利用者負担額を無料とします。

(例) 3 歳未満児の利用者負担額

上美生保育所以外の場合

階層	区分		月額（円）	
			現行	改正後
第 1	生活保護等支援給付受給世帯		0	0
第 2	市町村民税非課税世帯	第 1 子	2,700	2,700
		第 2 子	1,350	0
		第 3 子以降	0	0
第 3	市町村民税均等割額のみの世帯	第 1 子	8,660	8,660
		第 2 子	4,330	0
		第 3 子以降	0	0
第 4	市町村民税所得割額が 48,600 円未満の世帯	第 1 子	10,510	10,510
		第 2 子	5,250	0
		第 3 子以降	0	0
第 5	市町村民税所得割額が 48,600 円以上 69,000 円未満の世帯	第 1 子	16,200	16,200
		第 2 子	8,100	0
		第 3 子以降	0	0
第 6	市町村民税所得割額が 69,000 円以上 84,000 円未満の世帯	第 1 子	18,220	18,220
		第 2 子	9,110	0
		第 3 子以降	0	0
第 7	市町村民税所得割額が 84,000 円以上 114,000 円未満の世帯	第 1 子	19,230	19,230
		第 2 子	9,610	0
		第 3 子以降	0	0

第8	市町村民税所得割額が 114,000 円以上 146,000 円未満の世帯	第1子	20,250	20,250
		第2子	10,120	0
		第3子以降	0	0
第9	市町村民税所得割額が 146,000 円以上 169,000 円未満の世帯	第1子	21,540	21,540
		第2子	10,770	0
		第3子以降	0	0
	市町村民税所得割額が 169,000 円以上 193,000 円未満の世帯 (変更なし)	第1子	21,540	21,540
		第2子	10,770	10,770
		第3子以降	0	0
第10~12	改正による変更なし			